

## 指定給水装置工事事業者の皆さんへ

### 次の変更があったら届出をします

- ◆ 事業所の名称及び所在地
- ◆ 氏名又は名称及び住所
- ◆ 法人の場合はその代表者の氏名
- ◆ 法人の場合は役員の氏名
- ◆ 主任技術者の氏名又は免状の交付番号
  - ◇上記の変更があったら …… 変更届出書を30日以内に提出する。
  - ◇事業の廃止・休止をしたら …… 廃止・休止届出書を30日以内に提出する。
  - ◇事業の再開をしたら …… 再開届出書を10日以内に提出する。

### 次の行為があったら指定を取消します

- 不正の手段により指定を受けた場合や指定の基準に適合しなくなったとき。
- 変更があったにもかかわらずその届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 主任技術者の選任又は解任したときに遅滞なくその届出をしなかったとき。
- 適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 施行工事に関し、必要な報告又は資料の提出の求めに対し正当な理由がなく応じず、又は虚偽の報告、若しくは資料の提出をしたとき。
- 主任技術者の工事の立会いを求めた場合に、正当な理由がなく応じないとき。
- 施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

### 主任技術者の選任等について

- ◆ 給水装置工事事業者の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し届出をすること。
- ◆ 選任した主任技術者が欠けたときは、発生した日から14日以内に新たに選任し、届出すること。
- ◆ 主任技術者の選任・解任は届出書により遅滞なくその旨届出すること。
- ◆ 主任技術者の選任に当たっては、その職務を行うに当たって特に支障がない場合を除き、同一人が2以上の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。

### 指定給水装置工事事業者の義務について

- 工事ごとに選任した主任技術者のうちから、職務を行う者を指定すること。
- 工事を施行するときは、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、その者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- 工事を施行するときは、市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように施行すること。
- 主任技術者及び工事に従事する者の施行技術向上のため、研修の機会を確保するよう努めること。
- 規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合した給水装置を設置すること。
- 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適した機械器具を使用すること。
- 施行した工事ごとに、指名した主任技術者に次の事項に関する記録を作成させ3年間保存すること。
  - ① 施主の氏名又は名称
  - ② 施行の場所
  - ③ 施行完了年月日
  - ④ 主任技術者の氏名
  - ⑤ 竣工図
  - ⑥ 工事に使用した給水管及び給用具に関する事項
  - ⑦ 工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令に定める基準に適合しているかどうかの確認方法及びその結果
- 設計審査を受けるために、設計審査に係る申請書に設計図面を添えて申請をする。
- 給水装置工事検査を受けるため工事完了後は速やかに当該工事検査に係る申請書を提出する。
- 検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて検査を受けなければならない。